

2022年度 輸送の安全に関する公表

1. 輸送の安全に関する基本方針

当社は、『究極のおもてなしで、人と地域と未来を幸福にする。』を経営理念とし、安全は最大の顧客満足であることを認識し、関係する法令などを遵守し全従業員が常に輸送の安全の確保と向上に努めます。

社長及び経営者は、輸送の安全確保が業務の基本であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果し、また、輸送における安全に関する声に真摯に耳を傾け、輸送現場の状況を十分に踏まえ、全従業員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底する。社内の意思の疎通を積極的に図ることで、本社と現場の円滑な連絡体制を確立し、輸送の安全確保に取り組んでまいります。

輸送の安全に関する計画の策定、実施、改善を実行するとともに安全対策を常に見直し全従業員が心を一つにして業務を遂行し、輸送の安全の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報を積極的に公表します。

1. 安全が業務の基本動作であることを社員に徹底します。
2. 社内の意思の疎通を図るために、経営陣自らが現場に出向き、透明性の高い職場づくりに努めます。
3. 常に安全意識を高く持ち、社会の変化に対応しつつ確固とした体制を目指します。
4. 安全に関する教育、訓練、研修等を適時適切に実施します。
5. 輸送の安全に関する取り組み状況等の情報について、積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する目標と達成状況（2022年度）・事故の統計

(1) 輸送の安全に関する目標（2022年4月1日～2023年3月31日）

事業用自動車の飲酒運転の根絶	0件
重大事故（自動車事故報告規則第2条に規定されるもの）	0件

(2) 輸送の安全に関する目標と達成状況（2021年度）

事業用自動車の飲酒運転の根絶	0件
重大事故（自動車事故報告規則第2条に規定されるもの）	0件

3. 安全管理規定

別紙「安全管理規定」参照

4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

【安全管理体制の構築】

- ・ヒヤリハット体験を集積し事故防止に活用する。
- ・春・秋全国交通安全運動に協力する。
- ・事故報告書を公表し、事故惹起者と共に全社で原因の追究と再発防止を検討する。
- ・点呼時におけるアルコールチェックの確実実施（出庫時：全乗務員 帰庫時：全乗務員）。
- ・業務日報などで勤務時間をチェックし過重労働を防ぐ。
- ・乗務員とのコミュニケーションの充実により乗務員の心身の状態を把握し事故を未然に防ぐ。
- ・適正診断結果に基づき個人面談と適切な対応を行う。

[車両整備の徹底]

- ・ 車両の運行前点検を確実に実施する。
- ・ 車検・法定点検を確実に実施する。

[教育及び研修]

- ・ 運輸安全マネジメントに沿って、勉強会、研修を実施する。
- ・ 各ドライバーからヒヤリハット体験の報告、定例会議等を通じた社内周知
- ・ 定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故、違反実態を把握し個別指導する。
- ・ 定期的に一般診断などの適正診断を受診する。
- ・ 新人には新人乗務員研修会（随時）を実施する。
- ・ タコグラフ、業務日報を使用し、最高速度、休憩時間、連続走行時間など個別の指導教育を行う。
- ・ 事故報告書を休憩室に設置し乗務員が閲覧できるようにし、各自の事故防止に役立てる。

5. 輸送の安全にかかわる情報の伝達体制、その他の組織体制

別紙「緊急連絡体制図」参照

6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

輸送の安全に関する目標達成のため、具体的な計画に基づき実施してまいります。

- | | |
|--------------------|----------|
| ・ 経営会議（代表取締役、取締役） | 毎月1回実施 |
| ・ 運輸安全マネジメント会議 | 年間計画に基づき |
| ・ 全体定例会議 | 毎月2回実施 |
| ・ 惹起者を対象とした再発防止勉強会 | |

7. 安全統括管理者に関する情報

取締役副社長 殿田 陵（平成25年10月1日 選任）

8. 内部監査実施状況

別紙「監査報告書」参照

安 全 管 理 規 定

住所 広島市安佐南区相田2丁目5-18

事業者名 株式会社フォーブル

代表者 代表取締役 中富 元

第一タクシー株式会社 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、第一タクシー株式会社（以下「会社」という。）が営業する全ての事業に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan:Do:Check:Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(最終責任者とその責務)

第七条 輸送の安全確保に関する最終責任者は社長とし、次の各号の業務を所轄する。

- 2 輸送の安全確保に関する予算の確保、体制の構築等必要な措置。
- 3 輸送の安全確保に関し、関係者の意見の聴取。
- 4 輸送の安全確保に関する業務の実施および管理状況の把握ならびに改善。

(社内組織)

第八条 輸送の安全確保に関する社内体制として次に掲げる者を選任する。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 副社長は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、運行管理者を統括し、指導監督を行う。
 - 3 運行管理者は、副社長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、乗務員を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体

制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき

- 講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

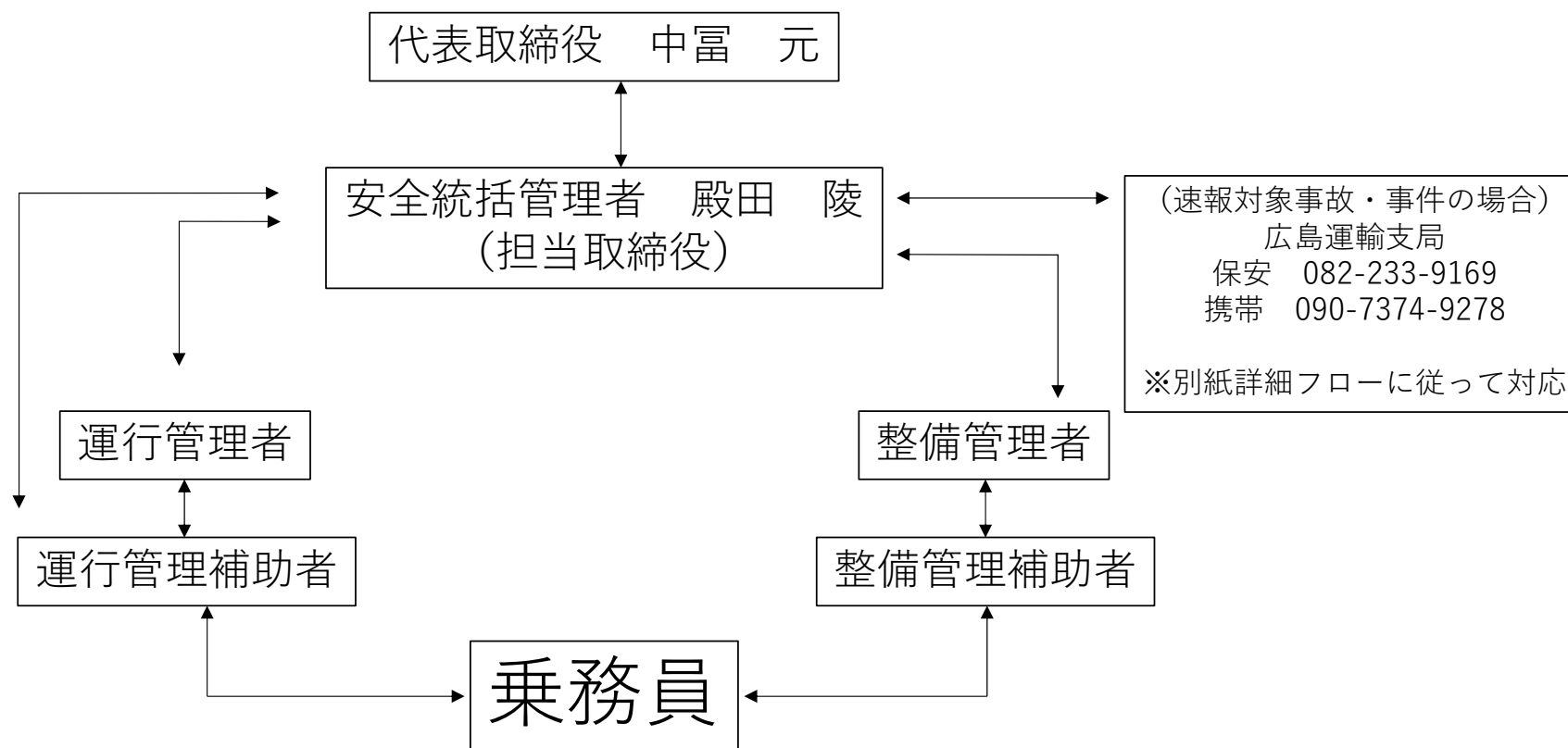
(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

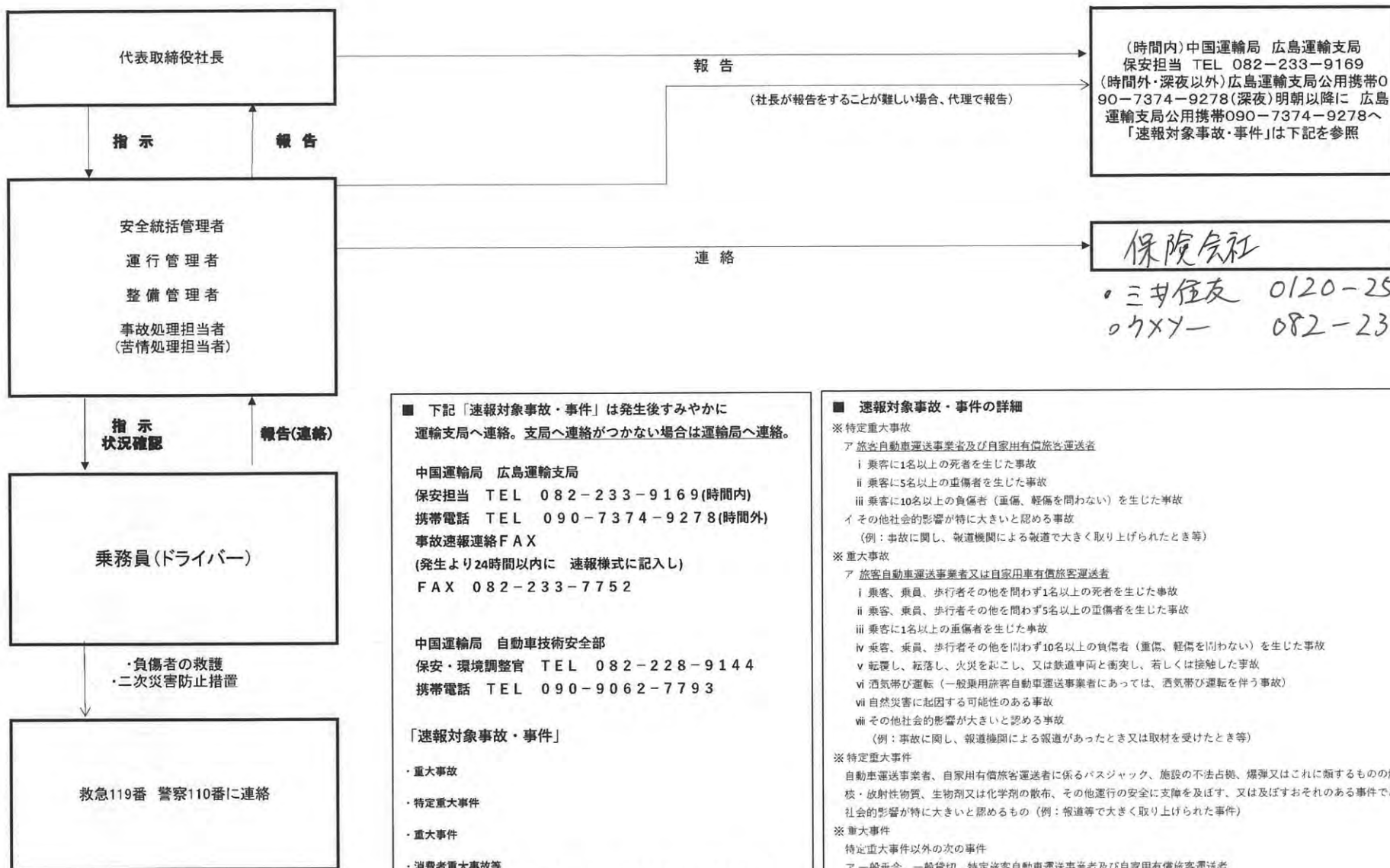
運輸の安全に関する組織体制・指揮命令系統の組織図

株式会社フォーブル



※運行管理補助者は運行管理者および安全統括管理者と連携を図り、適切な指示を仰ぐ

事件・事故等安全緊急体制・連絡体制図



保険会社
 ・三井住友 0120-258-365
 ・クマヤ 082-238-2332

■ 下記「速報対象事故・事件」は発生後すみやかに運輸支局へ連絡。支局へ連絡がつかない場合は運輸局へ連絡。

中国運輸局 広島運輸支局
 保安担当 TEL 082-233-9169(時間内)
 携帯電話 TEL 090-7374-9278(時間外)
 事故速報連絡FAX
 (発生より24時間以内に 速報様式に記入し)
 FAX 082-233-7752

中国運輸局 自動車技術安全部
 保安・環境調整官 TEL 082-228-9144
 携帯電話 TEL 090-9062-7793

「速報対象事故・事件」

- ・重大事故
- ・特定重大事件
- ・重大事件
- ・消費者重大事故等
 - ア 旅客自動車運送事業者の乗客に1名以上の死者又は重傷者を生じた事故
 - イアに該当する事故を発生させるおそれがある事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触したものであって、乗客が乗車中のもの）

■ 速報対象事故・事件の詳細

※ 特定重大事故

ア 旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

- 乗客に1名以上の死者を生じた事故
- 乗客に5名以上の重傷者を生じた事故
- 乗客に10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故

イ その他社会的影響が特に大きいと認める事故
 (例：事故に関し、報道機関による報道で大きく取り上げられたとき等)

※ 重大事故

ア 旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者

- 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
- 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
- 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
- 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故
- 転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故
- 酒気帯び運転（一般乗用旅客自動車運送事業者にあっては、酒気帯び運転を伴う事故）
- 自然災害に起因する可能性のある事故
- その他社会的影響が大きいと認める事故
 (例：事故に関し、報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき等)

※ 特定重大事件

自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者に係るバスジャック、施設の不法占拠、爆弾又はこれに類するものの爆発、核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布、その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって社会的影響が特に大きいと認めるもの（例：報道等で大きく取り上げられた事件）

※ 重大事件

特定重大事件以外の次の事件

ア 一般乗合、一般貸切、特定旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

- 乗客、乗員に死者が出た事件
- 乗員による業務中の暴行事件
- その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって社会的影響が大きいと認めるもの（例：報道等で大きく取り上げられた事件）

2023年9月5日（火）

株式会社フォーブル
代表取締役 中富 元 殿

フォーブル本社営業所 監査報告書

安全管理規定に基づく監査を実施しましたので、以下の通りご報告致します。

- 監査実施日 2023年9月4日（月）
- 対象営業所 フォーブル本社営業所
- 監査員 殿田 陵（安全統括管理者）
田中 達也（経営企画部門）
- 監査の目的 運輸安全マネジメント浸透度及び実施状況の確認
- 重点事項 適切な点呼の実施／記録（2022年1月～3月 運行）
- 監査の結果 点呼記録に一部不備（機械確認後の点呼簿への記入漏れ）

（改善について）

日々の点呼においては、体調の確認及び酒気帯びの有無、安全を確保するための必要な指示を行わなければならない。また、その実施結果を適切に『記録する』ことが運輸規則に定められており、改めて遵守徹底することを認識しました。

（監査員） 殿田 陵

（監査員） 田中 達也